

福知山市自治基本条例推進委員会（第2回）報告

〔日 時〕平成31年3月27日（水）15:00～16:45

〔場 所〕ハピネスふくちやま 多目的室

〔出席者〕委員…8人、事務局…4人、

■ 開会

■ 議事

（1）委員会意見共有

① 自治基本条例の周知にかかる意見

- ・ 条例の認知度の向上に対する取組みが第一。市民に浸透していないというのが実態であるので、最高規範と位置付けている限りは、まずはその啓蒙に取り組んでいかなければならない。
- ・ 認知度の向上については基盤であるので、この会議でも取り上げると同時に市の所管でも対応が必要。

【まとめ】

認知度の向上については、継続して検討課題として取り上げる。

今回、委員より提案のあった取組案については、所管課に検討を求める。

② 各条項にかかる意見について

（ア）市民の定義について

- ・ 昼間に福知山にいられている学生や就労者にまで、この条例を適用しなければならないのか。
- ・ 人口構成から市民像というものが明確にならないと漠然とした取組になってしまう恐れがある。条例の対象者であり、明確にしておかなければならないと考える。各地の推進会議などでも議論の点に挙げられている。
- ・ 関係人口や交流人口を含めてまちづくりを考えていかなければならない時代である。また、住民投票等が実施される場合に議論になる。すぐに結論を出さずに、条例の運用とともに少しずつ時間をかけて定義を明確にしていきたい。
- ・ 地域に住んでいたり、深く地域と関わって生活をしていたりする人も市民であってほしいという考え方から、広い解釈がされていると捉えている。

【まとめ】

市民の定義については、現在改正を求めるものではない。

今後判断する際において、関係人口の分かる資料等をもとに話し合いをしていく。

（イ）市民参画（第5条）及び財政（第19条）について

【まとめ】

第5条、第19条にかかって委員から出た取組案については、所管課に検討を求める。

（ウ）コミュニティ活動（第25条）及び地域づくり組織（第26条）について

- ・ 行政は、自治会単位で依頼しているが、自治会としては、役員に過度な負担がかかっている。
- ・ 希薄になってきているのは事実。それでも取組や事業を工夫することで、自治会に入る選択をしていただく努力は必要。
- ・ 自治会に頑張ринаさいと伝えた場合に、それが可能な地域とそうでない地域がある。一律に努力を求めるだけでは難しい。それをフォローしていくような仕組みを考えていかなければならない。

③ 求めるまちづくり

【まとめ】

求めるまちづくりについて出た意見は所管課に検討を求める。

④ 協議の上で必要とする情報

- ・ 市民協働推進会議の参加者や先進地視察をされた議員から、当時の意見を聞かせてもらうことが出来ないか。
- ・ 会議の回数も限られているので、当時の資料をまとめたものを提示してはどうか。条例は制定されているのでいったんの区切りはついている。それでも必要なことかは判断が必要。
- ・ 条例を周知するために、推進会議に参加された方を招いてシンポジウムをしてはどうか。

【まとめ】

協議の上で必要とする情報については、今後の議題に応じて事務局が提供する。視察に行った議員などからの意見については、条例の周知目的でのシンポジウムなどを開催する場合などに依頼を検討するなど、取組案として提案する。

(2) 審議会【第22条】にかかる運用の適正判断について

- ・ 市民公募については、条例で定めているものであり、難しいということは理由にならない。
- ・ 法令について委員が定められているものについては、委員会での検討から除外する。
- ・ 市民の中にも専門家もいる。あくまで公募が必要であり、市民参画を促すことが大事。一方的な指名だけではよくない。公募においても条件を付与し、審査すればよい。
- ・ 公募により参加に適さない方が手を挙げられた場合は、採用しないことも考えられるし、公募委員がいなければ成立しないわけでもない。

【まとめ】

第22条の運用に係る適正判断については、各自検討した上で次回、再度判断を実施していく。